

適切な設計変更の徹底・手続きの迅速化の取組 概要

- (目的・内容) 適切な設計変更の徹底を図るため、「設計変更ガイドライン」を契約図書に位置づけ、受発注者双方がこれに基づき設計変更を行う。
手続きの迅速化等を図るため、設計変更手続きを見直す。
- (対象工事) 建設管理部発注の全ての工事

<1> 「設計変更ガイドライン」の主な内容

1 策定の背景

- 平成26年改正品確法第7条において「適切な設計図書の変更、必要となる請負代金額の変更、工期の変更」等が発注者の責務として明記された。等

2 基本的な考え方

- 設計図書と現場等に差異が生じた場合は、当該工事との一体性を損ねない範囲で設計変更を行い、契約金額や工期に変更が生じた際は、契約変更を行う
- 指示等で実施を決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が著しく増大となることを理由に設計変更に応じない又は必要と認められる工期の変更を行わないといったことがあってはならないもの。

3 留意事項

- 【発注者】 施工条件明示、必要な指示・協議等は書面での実施、設計変更確認会議等の活用
- 【受注者】 設計図書の照査、現地確認を書面で求める、監督員との協議、書面指示を得てから施工

4 ポイント

- ポイント 契約書第17条から第24条の理解 等
- タイミング 即時変更と一括処理
- 1) **即時変更** (速やかに実施)
 - 重要な工種の新設又は廃止
 - 工事量の大幅な増減
(増減見込額が現請負金額の3割を超え又は4,000万円以上
新工種は2,000万円以上)
 - その他 受注者からの求めがあった場合など
- 2) **一括処理**
 - 上記に該当しない場合は、工事完成前の可能な限り早い時期

5 不可能なケース

- 協議を行わず受注者の独自判断での実施や承諾で施工した場合、正式な書面によらない事項 等

6 可能なケース

- 当初予想しえない状況が現場で確認された仮設
- 受注者の責によらない工事着手が遅れた場合
- 発注者の指示によるもの、等
- <手続き上の留意事項>
書面で行う。指示書等への概算額の記載
- <具体例・手続きフロー>
必要があるにも関わらず条件明示がない場合、現場条件と一致しない場合 など
- <受注者の請求による工期の延長>
契約書第20条 具体例 など
- <発注者の請求による工期の短縮等>
契約書第21条 具体例 など
- <設計変更に関わる資料の作成>
・受注者が行う照査の範囲 ・発注者の責任において行う部分 ・照査の範囲を超えるもの

7 条件明示

- 施工条件は契約条件。
設計図書の中で明示

8 指定・任意

- 任意は受注者自らの責任で行うもの。明確にする

<2> 設計変更手続きの迅速化 ～ これまでの軽微変更手続き → 工事施工協議簿後、工事内容の変更指示書による指示

- 設計図書と工事現場の不一致が生じた場合等(契約約款第17条①)は、これまでの軽微変更(軽微総括)の手続きではなく、工事施工協議簿による協議後、概算金額(受注者からの見積り等を参考)を記載した「工事内容の変更指示書」により、変更部分の工事着手が可能
- ワンデーレスポンスを徹底し、遅くとも 14日以内に指示。変更内容の明確化、迅速化を図る。